

「東区役所等庁舎機械警備業務委託」仕様書

この仕様書は、東区役所等庁舎機械警備に関する標準的な事柄である。

従って、この仕様書によるものの他、この仕様書に記載がない事項について、施設の管理上、委託者（以下「甲」という。）が必要と認めた作業については、受託者（以下「乙」という。）は、乙の判断により契約金額の範囲内で適正かつ誠実に実施するものとする。

1 警備対象施設

所在地：岡山市東区西大寺南一丁目2番4号

対象物：岡山市東区役所等庁舎（別添庁舎図面のとおり）

（水道局東管路整備課を含む。）

2 目的

警備対象施設の警備を委託し、盗難、火災の防止等施設の安全管理と財産の保全を図る。

3 任務

- (1) 無断侵入、盗難及び損壊行為の拡大防止
- (2) 事故確認時における関係先への通報・連絡
- (3) 警備実施事項の報告及び予防協議

4 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日 60ヶ月間

（準備期間：契約日から令和6年3月31日）

なお、この契約は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年市条例第78号）の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合には甲は、この契約を解除することができる。

5 警備方法

機械警備システム（防犯及び防火）

別添庁舎図面のとおり、7エリアに分けて警備を実施する。

6 警備実施時間

毎日0：00～24：00（24時間通年）

甲のセットによる警備開始信号を受信した区域から順次警備を開始し、甲のセットによる警備解除の信号を受けたときに警備を終了する。なお、別添庁舎図面に記載のグループ⑥区域については、全区域の警備開始信号を受信したときから警備を開始し、一部区域の警備解除の信号を受けたときに警備を終了するものとする。

7 警備仕様

(1) 警備装置

- ①警備装置は次のア～オに掲げる各信号を識別監視できるものとする。
 - ア 警備開始信号
 - イ 警備解除信号
 - ウ 不法侵入信号
 - エ 火災信号
 - オ 断線信号
- ②警備対象で発生した異常事態を管制センターへ自動的に通報する。
- ③無断侵入、盗難及び損壊行為の防止のため、センサー等の各機器を配置すること。なお、別添庁舎図面記載の警備装置、個数等は、甲が効率的、標準的と考えている配置等であるため、図面どおりに配置し、警備する必要はない。
- ④1階の扉及び窓には開閉を感知するセンサーを設置すること。
- ⑤火災信号については、施設が設置している自動火災報知設備と連携を計ること。

(2) 管制センター

警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持する。

(3) 機動隊

管制センターとの連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

(4) その他

- ①機械による監視は、警備対象施設の近隣で行い、25分以内に到着できる場所で警備員を待機させること。
- ②機械警備の記録は1年間保存し、求めに応じて速やかに報告すること。
- ③異常発報や要請などによる警備員の出動は、原則として無償とする。
- ④機器や通信回線の故障などで機械警備に不都合が生じた場合は、警備員による警備によって安全性を確保すること。
- ⑤警備対象施設と機械による監視を行う場所や警備員が待機する場所との通信回線について、断線などの不都合に対策を講じること。

8 警備開始における取扱い

(1) 甲における取扱い

- ①甲の各区域の最終退所者は、防火、防犯その他の事故防止に必要な処置をし、各警報機器の正常な状態を確認する。
- ②次に甲の各区域の最終退所者は、各区域の操作ボックスの電源及び回路を確認し、ON（警備）の状態にセットする。

(2) 乙における取扱い

管制センターは、自動的に表示される各区域のON（警備）の信号を確認し、警備を開始する。

9 警備終了時における取扱い

(1) 甲における取扱い

甲の各区域の最初入所者は入所前に必ず各区域の操作ボックスをOFF（警備解除）の状態にする。

(2) 乙における取扱い

管制センターは、自動的に表示される各区域のOFF（警報解除）の信号を確認し、警備を終了する。

10 異常発生時における処理

(1) 警報受信装置により甲の警備対象に異常が発生したことを確認したとき乙（警備員）は速やかに急行し、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止に当たる。

(2) 警備対象に到着した機動隊は、異常事態を確認後、管制センターへその状況を連絡するとともに、甲の宿直室の宿日直員と連携し事態の対処にあたること。

また、状況に応じて警察署等関係先にも連絡し、協力して事態の処置にあたること。

(3) あらかじめ後に定める甲の緊急連絡先に速やかに連絡し、その指示を得ること。

11 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話又は口頭で報告するとともに、後程、書面をもって報告すること。

12 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲乙相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重に取り扱い保管する。

なお、鍵の複製または複製の黙認は厳に禁止する。

13 警備装置の保守点検

設置された警備装置の機能について、乙は適宜保守点検を行うこと。

14 緊急連絡先

乙から甲へ緊急に連絡する事項がある場合、乙は東区役所業務時間内（平日 8：30～17：15、ただし、年末年始を除く。）については東区役所総務・地域振興課（086-944-5006）へ、その他の時間においては東区役所宿直室（086-944-5000）に連絡し、担当係員に指示を仰ぐこと。

15 受託者負担

(1) 本契約の遂行に必要な物品、機器、乙が設置した設備等にかかる経費

(2) 機器、設備等の設置費用

(3) 機器、設備の点検維持管理経費

(4) 機械警備の代替として人的警備を行った際の経費

(5) 機械警備の通信回線の設置費、及び通信経費

(6) 甲の都合で機械警備の仕様を変更する場合の経費は、別途甲乙協議の上これ

を定める。

(7) 契約期間終了に伴う機械、設備等の撤去費用

1.6 委託料の支払い

委託料は、毎月払い（履行後翌月払）とし、契約金額を60で除して得た金額を毎月の委託料とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、最初の支払い月に支払うものとする。

1.7 損害の補償及び免責事項

- (1) 乙は業務実施中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について、甲に対してその損害すべてを賠償するものとする。
- (2) 乙が本契約に基づく業務実施中に第三者に損害を与えた場合、乙の責に帰すべき事由により生じた第三者の損害について、第三者に対してその損害全てを賠償するものとする。
- (3) 天変地異その他の不可抗力により生じた損害、乙設置の機器が正常に動作したにもかかわらず通信回線側の異常によって発生した損害、及び委託仕様書の記載事項のとおり業務を実施したことにより発生した損害については、甲は乙と協議してその損害額の一部を負担することができる。ただし、乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められるときは、この限りでない。

1.8 その他

- (1) 通常機械警備の開始がやむを得ない事情により、令和6年4月1日以降になる場合は、乙は、甲の承認を得たうえで、機械警備が稼動するまでの間、人的警備を行うことができるものとする。
ただし、その期間は必要最低限とすること。
- (2) 緊急事態発生に際しては、迅速かつ適切な処置を講じ、直ちに市責任者へ連絡するとともに、事態に応じ関係機関へ連絡し、協力して事態の処置にあたること
- (3) 職務上知り得た事項を、他に漏らしてはならない。